新商品トライアル制度実施要領

1　目的

この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第４号の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を知事が認定し、当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）を随意契約制度の活用などにより購入等することによって、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」の基本的事項を定める。

2　申請者の要件

新事業分野開拓事業者（６（１）の規定により知事が認定をした者をいう。以下同じ。）として、知事の認定を受けるために申請できる者は、道内中小企業者等であって、道内で認定に係る新商品の生産等をする者とする。

ただし、道税、消費税及び地方消費税を滞納している者は認定しない。

（１）道内中小企業者等とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第２条第１項に掲げる中小企業者として扱われている会社、組合又は個人であって道内に本店（組合にあっては主たる事務所、個人にあっては当該個人及び事業所の住所）を有するもの及び北海道市民活動促進条例（平成 13 年北海道条例第５号）第６条に掲げる市民活動団体であって道内に主たる事務所を有するものを指す。

（２）道内で生産する新商品は、道内の工場で生産又は加工したもの（選別、仕分け、容器詰め、包装、梱包、ラベル等の貼付等の作業は含まない。）に限定する。

3　認定の要件

（１）新事業分野開拓事業者として認定を受けようとする道内中小企業者等が作成した「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に係る新商品等が、次の①から⑥までに掲げる基準すべてに適合すること。

①　既に企業化されている商品・役務とは通常の取引若しくは社会通念上において、別個の範疇に属する新商品等であること又は既に企業化されている商品・役務と同一の範疇に属するものであっても、既存の商品・役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属する新商品等であること。

②　事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する新商品等であること。

③　申請締切日において、既に道内で販売され、かつ、販売開始から５年を経過していないこと。

④　北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針に掲げる特定調達品目に該当する場合には、その判断基準の規定を満たすこと。

⑤　今後３年以内に道の機関で物品（認定を受けた道内中小企業者等から直接又は他の事業者を通じて、道が消耗品、備品又は原材料として購入又は借り入れできるもの（医薬品及び防災用品以外の食料品を除く。）をいう。）又は役務として購入する見込があること。

⑥　新商品等について適用される関係法令等を遵守していること。

（２）認定を受けようとする道内中小企業者等が作成した実施計画が次の①及び②の観点から適切なものであること。

①　新商品の生産等に係る目標、内容、実施時期、実施方法、実施に必要

な資金の額並びにその調達方法及び販売方法が適切なものであること。
② 関係法令及び公序良俗に反しないこと。

4 認定申請
（1）認定申請は公募により行う。
（2）認定を受けようとする道内中小企業者等は、第1号様式の認定申請書及び別途定める様式の実施計画を知事に提出する。
（3）実施計画には、次の内容を記載するものとする。
① 企業の概要
② 新商品等の名称、概要及び新規性・独自性
③ 新商品等の品質、法令の遵守状況及び環境への配慮の状況
④ 新商品等の参考価格
⑤ 道における新商品等の使用提案
⑥ 新商品等の開発に利用した支援制度又は共同開発状況
⑦ 新商品の生産等の目標、実施時期、実施方法等
⑧ 新商品等の市場、売上目標及び販売・宣伝方法
⑨ 新商品の生産等のために必要な額及び資金調達方法
⑩ その他指定する事項
（4）前項の申請書には次の書類を添付する。
① 定款（法人に限る。）
② 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
③ 新商品等に関する資料（カタログ、写真等）
④ その他指定する資料

5 懇談会の開催
知事は、認定を受けようとする道内中小企業者等が申請する実施計画及び使用後の評価等に関し、学識経験を有する者から意見を聴取することができる。

6 事業者の認定
（1）知事は、別途定める審査基準により審査を実施し、その内容が適切と判断した場合には、知事はこの実施計画を作成した道内中小企業者等を新事業分野開拓事業者として認定し、この実施計画に係る新商品等（以下「トライアル新商品」という。）を名簿に掲載する。
（2）知事は、認定を行うに当たっては、新商品等を使用する道の機関や専門機関等に対して必要な調査を実施することができる。
（3）審査に当たっては、必要に応じて認定を受けようとする道内中小企業者等から口頭説明を受けることができる。
（4）知事は、（1）により認定したときは、新事業分野開拓事業者に第2号様式の認定書を交付する。
（5）（1）の規定による認定の期間は、認定日から起算して3年後の同月の末日までとする。
（6）知事は、認定に当たり、詳細な調査及び審査が必要な場合には、認定を行わず、継続審査とすることができる。

7 道における調達
道の機関は、業務に必要な機能や数量、価格、購入計画、予算等を勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に定められた随意契約制度などを活用してトライアル新商品の調達に努める。
ただし、契約金額が政府調達に関する協定に適用されるものは除外する。

８　市町村、民間企業等へのＰＲ
　道は、トライアル新商品の販路開拓を促進するため、市町村や民間企業等に対して、トライアル新商品のＰＲに努める。

９　トライアル新商品の評価
（１）トライアル新商品は、使用後６か月を目途に、使用機関の感想・意見を参考に、その品質及び使い勝手などについて評価を行うものとする。
（２）評価の内容は、新事業分野開拓事業者に通知するとともに、ホームページで公表する。

10　実施計画の変更
（１）新事業分野開拓事業者は、実施計画を変更したときは、第３号様式の変更申請書を知事に提出しなければならない。
　ただし、別途定める軽微な変更に該当する場合を除く。
（２）知事は、新事業分野開拓事業者から変更申請書が提出されたときは、変更の内容及び理由が適当であり、変更後の実施計画が３に定める要件に適合する場合に承認を行う。

11　新事業分野開拓事業者の承継
（１）新事業分野開拓事業者について、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該各号で定めるところにより当該新事業分野開拓事業者からトライアル新商品の事業の全部を承継する者が当該新事業分野開拓事業者の地位を承継しようとするときは、第４号様式の承継承認申請書を知事に提出しなければならない。
　①　新事業分野開拓事業者である法人が合併（新事業分野開拓事業者である法人と新事業分野開拓事業者でない法人の合併であって、新事業分野開拓事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（そのトライアル新商品の事業の全部を承継させるものに限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人が、当該新事業分野開拓事業者のトライアル新商品の事業の全部を承継した場合
　②　新事業分野開拓事業者の相続人その他の一般承継人が、当該新事業分野開拓事業者のトライアル新商品の事業の全部を承継した場合
　③　その他知事が認める場合
（２）知事は、（１）の承認の申請があった場合において、２及び３に定める要件に適合しないと認めるときは、承認をしてはならない。

12　認定の取消し
（１）知事は、次のいずれかに該当する場合、認定を取り消すことができる。
　①　新事業分野開拓事業者が２及び３に定める要件に適合しなくなったと認められる場合
　②　新事業分野開拓事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認められる場合
　③　実施計画の虚偽申請、認定に係る不適切な広告宣伝等の不正行為、トライアル新商品に係る品質不良その他重大な問題が発覚した場合
　④　９に定める評価の結果に重大な問題がある場合
　⑤　同等品が相当程度市場に流通しており、トライアル新商品として適当ではないと認められる場合
　⑥　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３

年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当すると認められる場合

（２）（１）による認定の取消しによって損失が生じたときは、その損失は新事業分野開拓事業者の負担とする。

13　報告

（１）知事は、必要があるときは、新事業分野開拓事業者に対して実施計画に係る事業の進捗状況等について報告を求めることができる。

（２）新事業分野開拓事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対し報告しなければならない。

14　募集に当たっての告知事項

知事は、次に掲げる事項を予め募集の際に告知するものとする。

（１）道は、認定により、トライアル新商品の品質等を保証するものではないこと。

（２）道は、認定により、トライアル新商品の購入を確約するものではないこと。

（３）トライアル新商品と同等品が市場に流通した場合には、随意契約によらず、同等品との競争入札による購入となること。

（４）トライアル新商品を道が工事で使用または発注する場合には、本制度による随意契約は適用されないこと。

（５）９の評価結果の公表により、新事業分野開拓事業者にとって不利益になる場合もあると考えられること。

（６）申請書類に記載した内容及び添付書類に記載された個人情報は、本事業に関してのみ使用すること。

（７）申請書類に含まれる著作物等の著作権は道に帰属しないが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には､道はこれを無償で使用できること。

（８）申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容等の責任は、申請者が負うものとすること。

15　庶務

認定に関する事務は、経済部地域経済局中小企業課において処理する。

16　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成18年２月３日から施行する。
この要領は、平成18年６月22日から施行する。
この要領は、平成18年12月11日から施行する。
この要領は、平成23年７月14日から施行する。
この要領は、平成24年12月10日から施行する。
この要領は、平成27年７月30日から施行する。
この要領は、平成28年８月１日から施行する。
この要領は、令和元年８月23日から施行する。
この要領は、令和３年10月４日から施行する。
この要領は、令和７年８月26日から施行する。

様式第１号

新商品トライアル制度 認定申請書

年　　月　　日

北海道知事　○○　○○　様

住　　所
名　　称
代表者の氏名

法 人 番 号（13 桁）

新商品トライアル制度実施要領４（２）に基づき、別紙の実施計画を提出し、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けたいので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

□　私は、認定申請に当たり、道税、消費税及び地方消費税について滞納がない者であることを申し出ます。

また、申請日以降に滞納が判明した場合又は滞納が生じた場合には、当該申請（認定を含む）が取り消されても異存ありません。

□　私は、認定申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、当該申請（認定を含む）が取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

注　上記□にチェックを入れてください。

様式第２号

中企第　　号指令

住　　所
会　社　名

　　年　　月　　日申請の新商品の生産等による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画については、適切と認められるので、貴社を新商品トライアル制度実施要領６（１）に定める新商品の生産等により新事業分野の開拓を図る者として認定します。

記

１　認定に係る新商品等（トライアル新商品）の名称
　「　　」

２　認定の期間
　認定日から　　年　　月　　日まで

　　年　　月　　日

北海道知事

（経済部○○局○○課○○係）

様式第３号

新商品トライアル制度 認定変更申請書

年　　月　　日

北海道知事　○○　○○　様

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　月　日付け中企第　　号指令で新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた際の新たな事業分野の開拓の実施に関する計画について、新商品トライアル制度実施要領 10（１）に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

記

１ 変更の概要

２ 変更の理由

（注）１　変更内容が「企業名（単に商号を変更する場合）、所在地、連絡先、ＨＰの変更」、「トライアル新商品の名称の変更」、「新商品等の生産場所の変更」、「商品又は役務の製造の休止、中止」又は「品質基準に係る認定の取消」に該当する場合には、「変更の概要」欄にその変更内容を記載してください。
２　変更内容が「商品又は役務の内容の変更」又は「型式・品番等の追加・変更」に該当する場合には、「変更の概要」欄にその旨記載するとともに、認定申請時に提出した実施計画書をもとに、変更部分の内容が分かるよう変更後の実施計画書を作成してください。
３　次の資料を添付すること。
（１）変更後の商品又は役務の概要が記載されたカタログ、チラシ等
（２）変更後の実施計画書（注２に該当する場合）
（３）その他必要と認められる資料

様式第４号

トライアル新商品承継承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

住　　所
承継者氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

新事業分野開拓事業者の地位の承継の承認を受けたいので、新商品トライアル制度実施要領 11（１）に基づき、次のとおり申請します。

トライアル新商品の名称	
被承継人の住所、名称及び代表者の氏名	
合併（分割）法人の住所、名称及び代表者の氏名	
合併（分割）した年月日	
承継の理由	
備考	

注１　添付書類
（１）合併法人等の定款、寄附行為又は規約
（２）トライアル新商品の事業に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
（３）合併、分割又は相続等があったことを示す書類
２　相続等によりトライアル新商品の事業の全部を承継した場合には、「合併（分割）法人の住所、名称及び代表者の氏名」欄に相続等によりトライアル新商品の事業の全部を承継した者の氏名等を、「合併（分割）した年月日」欄に相続等が行われた年月日を記載してください。